

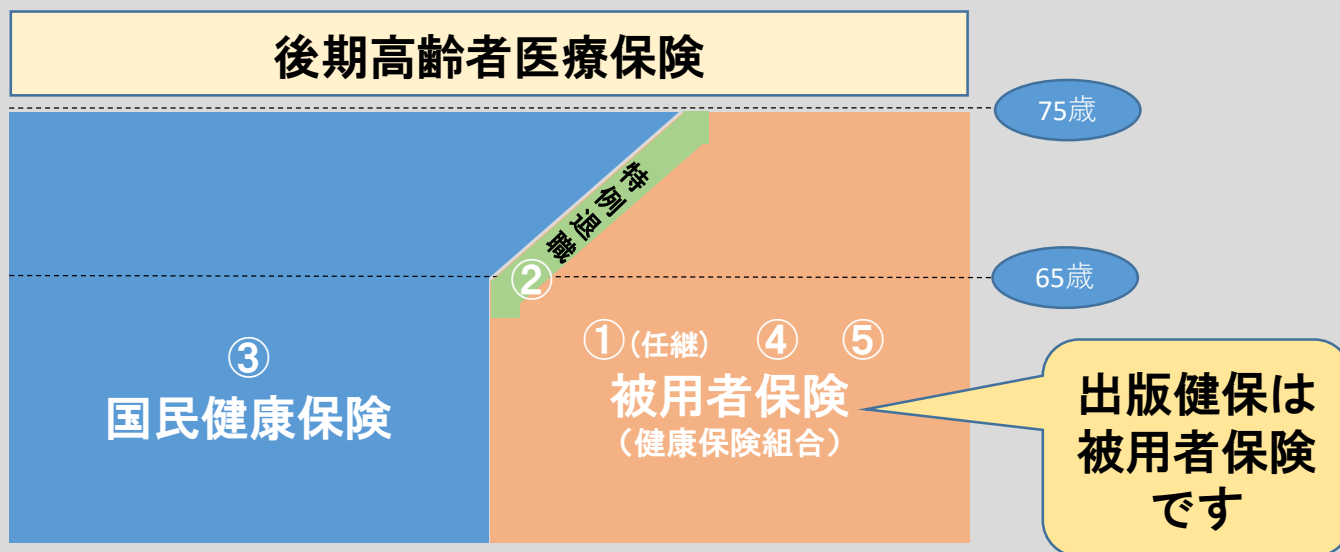
# 退職をされる皆様へ ～健康保険のご案内～

・ 出版健保の被保険者資格を喪失 = 退職した場合、次の保険は

- ①②当組合の任意継続・特例退職を取得する
  - ③国民健康保険に加入する
  - ④ご家族の被扶養者になる(一定の条件あり)
  - ⑤再就職先の健康保険を取得する
- のいずれかです。

①～④は  
ご自身で  
選択します。

・ 国民皆保険：原則的にすべての国民が公的医療保険に加入する



出版健康保険組合（任意継続・特例退職）を選択するメリット

## 独自給付の充実

- ・ 一部負担還元金等  
※自己負担の上限額を設定、  
超えた額が還付されます。
- ・ 出産育児一時金等
- ・ 埋葬料付加金 など

[リンク](#)

## 保養施設の充実

- 直営保養施設
  - ・ 国内5箇所  
(軽井沢、伊東、京都、  
日光、箱根)
  - ・ 海外1箇所 (ハワイ)
- その他契約運動施設や  
健康教室等イベントあり

[リンク](#)

## 健診事業の充実

- 契約健診機関では年度内1度に  
限り、無料で健診を受けること  
が可能。契約以外では補助金助  
成制度あり。
- 検査項目も充実(40才以上は  
人間ドック並みのコースを設定)
- 契約機関等でのインフルエンザ予防接  
種を実施(補助金制度もあり)

[リンク](#)



# 退職 = 出版健保の被保険者資格を喪失

再就職しない

再就職する

⑤再就職先の健康保険に加入する

再就職先の健康保険に加入できない

再就職先で手続きをしてください

## 被保険者自身で選択

①②引き続き出版健康保険組合に加入する

③国民健康保険に加入する

④家族の被扶養者になる

	任意継続	特例退職	国民健康保険	扶養家族
手続先	出版健康保険組合		市区町村	各医療保険者
1ヶ月分 保険料 負担額 (令和2年度)	一般	退職時の標準報酬月額と38万円の月額を比べて低い方の等級月額	前年度所得による	無し
	介護	21,600円 4,080円 <a href="#">任継月額表リンク</a>	各自治体による	各医療保険者による
		事業主との折半負担から全額負担へ		
加入期間	最長2年間	原則75歳の誕生日前日	原則75歳の誕生日前日	原則75歳の誕生日前日
付加給付	あり	あり	無し	各医療保険者による
資格取得要件	出版健保に2カ月以上在籍	出版健保に20年以上在籍 或いは40歳以上10年在籍 期間があり老齢厚生年金 の受給権がある方		(原則国内に居住または 生活の基礎があり、年収が 60歳未満の方は130万円未 満、60歳以上の方は180未 満、同居・別居、仕送り等 の生計維持関係について、 個々の実態を総合的に判断 し、扶養認定を行います)
資格取得日	退職日の翌日	当組合の書類受付日	退職日の翌日	
申請方法	退職日の翌日から20日 以内に当組合に申請	老齢厚生年金証書コピー (証書未着時は年金請求書の 写しと見込額照会回答票) を用意し、当組合に申請	退職日の翌日から14日 以内に市区町村にて手続き	
申請書類	・任継資格取得申請書 ・念書	・上記を証する書類 ・特退資格取得申請書 ・念書 ・世帯全員の住民票	各市区町村へ	
注意事項	保険料を納付期限までに納付 しない場合には、資格喪失になる			
詳しくは	<a href="#">リンク</a>	<a href="#">リンク</a>	お住まいの市区町村へ	